

令和 6 年 1 月の能登半島地震による被災者に対する町税の申告、納付等の期限の延長の期日について、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 13 日

津幡町長 矢田 富郎



記

津幡町税条例（昭和 56 年津幡町条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 1 月 19 日津幡町告示第 3 号において、別途、告示で定めることとされている期日（令和 6 年 1 月 1 日以降に到来する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 312 条第 3 項第 3 号に掲げる法人以外の法人に係る申告、申請、請求その他書類の提出（不服申し立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）の期限を除く。）については、次に掲げるとおりとする。

対象となる申告等の期限		指定する期日
令和 5 年度分の普通徴収に係る個人の町民税の納付の期限	令和 6 年 1 月 31 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの	
	令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 30 日
令和 5 年度分の給与所得に係る個人の町民税の特別徴収税額の納入の期限	令和 6 年 1 月 10 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 10 日
	令和 6 年 2 月 13 日に期限が到来するもの	
	令和 6 年 3 月 11 日に期限が到来するもの	
法第 383 条に基づく固定資産税の申告期限		令和 6 年 4 月 1 日
固定資産税及び都市計画税の納付の期限	令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 30 日
町たばこ税の申告、納入の期限	令和 6 年 1 月 31 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの	
	令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 30 日
国民健康保険税の納付の期限	令和 6 年 1 月 31 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 1 日
	令和 6 年 2 月 29 日に期限が到来するもの	
	令和 6 年 4 月 1 日に期限が到来するもの	令和 6 年 4 月 30 日
上記以外の納付若しくは納入の期限		令和 6 年 4 月 1 日